

令和5年 9月 5日

会員事業者 各位

公益社団法人岩手県トラック協会
(公 印 省 略)

令和5年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「トラック運送業界における点検整備推進運動」については、年度を通じて実施されているものですが、9月は「全国統一強化月間」、10月は東北運輸局管内における「地方独自強化月間」とされており、重点的に実施することとしております。

つきまして、下記実施計画に基づき、事業用トラックの点検整備を徹底していただきますようお願いいたします。また、実施内容に関する参考資料は、岩ト協ホームページ「新着情報（他団体用）」に掲載いたします。

なお、「3. 実施内容（2）ア」において実施されました自主点検・整備結果につきましては、別表4-2「結果報告書」にご記入いただき、11月6日（月）までに所属支部へご提出いただきますようお願いいたします。

【 実 施 計 画 】

1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められています。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要があります。

また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和5年9月1日(金)から9月30日(土)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、東北運輸局管内は令和5年10月1日(日)から10月31日(火)までの1ヶ月間を地方独自強化月間として、特に重点をおいて実施する。

3. 実施内容

(1) 適切な点検・整備の実施

ア. 法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

重点点検項目

点検時期 点検箇所		3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左 機能

イ. トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～タイヤ交換作業の手法と方法～」の啓発資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

(2) 強化月間における自主点検・整備の実施

ア. 黒煙による環境汚染の防止

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を実施する。

イ. DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用

確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油（S10）の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法を徹底する。

以上